

国立大学法人岩手大学と地方独立行政法人青森県産業技術センターとの
連携・協力に関する協定書

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「乙」という。）は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の教育研究の一層の充実と大学院生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力分野）

1. 甲と乙が連携・協力する分野は、連合農学研究科の全ての専攻とし、乙の研究職員をもって充てる。

（客員教員）

2. 乙は、乙の研究職員の中から連合農学研究科の非常勤の教員候補予定者を推薦し、甲は、非常勤の教員として任用する。
3. 甲は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
4. 甲は、客員教員に給与の支給は行わない。
5. 客員教員は、主として乙の施設において、学生に研究指導を行う。
6. 連合農学研究科の教員と客員教員は、緊密に連絡し、研究指導に当たる。

（学生の身分等）

7. 学生が乙において研究指導を受ける場合の資格又は身分は、教育研究研修生とする。

（研究成果の公表）

8. 学生が乙において研究指導を受けて得た研究成果の公表は、あらかじめ、乙の承認を受けるものとする。

（財産権の帰属）

9. 甲及び乙の両機関において、研究協力の結果生じた特許権等の帰属は、双方協議の上、定める。
10. 学生が乙における研究により生じた特許権等の財産は、原則として地方独立行政法人青森県産業技術センターに帰属する。

（損害賠償）

11. 学生が、乙において学生の研究指導を受ける際に、事故により設備等を損傷した場合の損害賠償について、学生の故意又は重大な過失による場合を除き、学生及び甲はその責めを負わない。

12. 学生が、乙において研究指導を受ける際に、事故により身体に傷害を受けた場合について、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、乙はその責めを負わない。

（その他）

13. 甲は、乙において学生が研究指導を受ける際に、学生教育研究災害傷害保険に加入するよう義務付ける。
14. 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。
15. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理する。
16. この協定書は、平成22年4月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙とで各1通を所持する。

平成22年4月1日

（甲）盛岡市上田三丁目18-8
国立大学法人岩手大学長

藤井克己

（乙）黒石市田中82番地9
地方独立行政法人
青森県産業技術センター理事長

唐澤英年